



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令（漁業管理課） （1・15揭示）	1
○漁船損害等補償法による同意を求める ための事前届出（2件）	（ " ） 1
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	1
○土地収用法に基づく事業の認定（ " ）	1

告 示

高知県告示第33号の2

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の期間別（平成31年1月）の数量を超えるおそれが著しく大きいと認めたので、同法第10条第2項の規定により、平成31年1月15日から同月31日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。

平成31年1月15日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第47号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

須崎市	福 本 謙 次
"	谷 村 正 二
"	植 松 久 志

(2) 加入区の名称

深浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成31年1月25日から同年2月8日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合深浦支所

高知県告示第48号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

須崎市	福 田 唯 志
"	森 田 和 也
"	奥 野 房 広

(2) 加入区の名称

池ノ浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成31年1月25日から同年2月8日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合池ノ浦支所

高知県告示第49号

南国市黒滝の一部地区、四万十市古津賀及び横瀬の各一部地区、香美市物部町大栃、物部町安丸、香北町谷相及び土佐山田町西又の各一部地区、長岡郡本山町北山の一部地区、長岡郡大豊町久寿軒及び北川の各一部地区、吾川郡いの町清水上分及び小川縦ノ木山の各一部地区、高岡郡越知町鎌井田日ノ浦の一部地区並びに幡多郡黒潮町市野々川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 南国市
- (2) 四万十市
- (3) 香美市

- (4) 本山町
- (5) 大豊町
- (6) いの町
- (7) 越知町
- (8) 黒潮町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 南国市黒滝の一部
平成28年度及び平成29年度
- (2) 四万十市古津賀及び横瀬の各一部
平成28年度及び平成29年度
- (3) 香美市物部町大栃、物部町安丸、香北町谷相及び土佐山田町西又の各一部
平成28年度及び平成29年度
- (4) 長岡郡本山町北山の一部
平成28年度及び平成29年度
- (5) 長岡郡大豊町久寿軒及び北川の各一部
平成26年度及び平成27年度
- (6) 吾川郡いの町清水上分及び小川縦ノ木山の各一部
平成26年度から平成28年度まで
- (7) 高岡郡越知町鎌井田日ノ浦の一部
平成26年度及び平成27年度
- (8) 幡多郡黒潮町市野々川の一部
平成27年度及び平成28年度

3 成果の名称

- (1) 南国市地籍図及び地籍簿
- (2) 四万十市地籍図及び地籍簿
- (3) 香美市地籍図及び地籍簿
- (4) 本山町地籍図及び地籍簿
- (5) 大豊町地籍図及び地籍簿
- (6) いの町地籍図及び地籍簿
- (7) 越知町地籍図及び地籍簿
- (8) 黒潮町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成31年1月25日

高知県告示第50号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成31年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 起業者の名称

四万十町

2 事業の種類

四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」新加工場整備事業

3 起業地

- (1) 収用の部分
高岡郡四万十町平串竹ノ端地内
- (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

平成30年12月11日に四万十町から申請があった四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」新加工場整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、四万十町の重要な観光及び産業振興の拠点とされる道の駅兼四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」（以下「既存施設」という。）内に存する加工場を新たに整備する事業である。

本件事業で整備する施設は、四万十町が経年劣化と共に最新の衛生基準を十分に満たさなくなったものを新たに整備するものであることから、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である四万十町は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

四万十町では、中山間地域特有の多様な地形条件及び農業環境の中、各地域の特性を活かした農林畜産業が盛んであり、日本一の生産量であるショウガをはじめ、仁井田米、ミョウガ、ニラ、ピーマン、トマト、栗、四万十ヒノキ、シイタケ及び「四万十ポーク」などが代表的産物となっている。

また、同町には3箇所の道の駅が設置されているが、その中でも、高知自動車道の四万十町中央インターチェンジから最も近い既存施設は、道の駅としての機能に加え、先に述べた地場産品の直販施設やそれらを用いた加工品の製造販売を行うための加工施設等を備えており、町の東の玄関口として重要な観光及び産業振興の拠点となっている。

しかし、既存施設における食品加工販売の現状は、特

に町外からの需要の高まりに対する供給不足が喫緊の課題となっている。また、既存施設内にある現加工場は、平成10年の稼働から20年が経過しており、経年劣化の問題とともに最新の衛生基準を十分満たしているとは言えず、生産量の増加のみならず、衛生面への早急な対応が求められている。

町では、このような状況を踏まえ、第二次四万十町総合振興計画において、さらなる産業振興や交流人口の拡大等を町の重要施策として位置づけ、既存施設を拠点とした地場産業を振興する6次産業化の推進を掲げ、町内の豊富な農畜産資源を活用した加工食品を増産可能とし、高いレベルの衛生基準に対応する新加工場を建設整備することとした。この新加工場の整備により、生産性の向上による販売額の増加にとどまらず、雇用の場の創出や地域の活性化を図るとともに、過疎化の抑制をも目指すこととしている。

本件事業により整備する新加工場は、完成予定を平成32年3月とし、地元生産の「四万十ポーク」による主力商品「あぐりの豚まん」の増産のほか、主に町内生産の原材料を使用した新商品の開発及び販売を通じ、6次産業化の推進に資する地場産品の生産拡大と安全安心等の付加価値化による販路拡大を目指すこととしている。

なお、現加工場については、新加工場完成予定後の平成32年度を目途に改修工事に着手し、平成33年4月からは新加工場の後を追って稼働させ、更なる地場産品の生産拡大等に有効に活用していくこととしている。

本件事業は、地場産業による6次産業化の推進の観点から、生産提供する食品の衛生管理の充実のもと、加工食品の生産量の増加のみならず、観光振興及び交流人口の拡大に資する地域活性化の拠点施設となる新たな加工場を整備するものであり、本件事業により、町民及び地域に大きく貢献することができるものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業における環境評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため実施をしていないが、大気汚染、騒音、水質汚濁、震動等については最大限の配慮を払うことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。

埋蔵文化財については、高知県遺跡地図に基づき起業地周辺の調査を行った結果、起業地内に史跡及び周知の埋蔵文化財は存在しないことを確認している。

また、起業地において、高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）により、起業者が特に

保護を図る必要があると認められる11種の生育は確認されず、現状でもほぼアスファルト張りであるため、今後も植物が定着すること自体が不可能であると考えられる。また、「高知県動物版レッドリスト」に掲載のある動物も確認されておらず、高知県から委嘱を受けた鳥獣保護管理委員の活動の中でも、希少動物の目撃報告がないことを確認している。

なお、希少動植物関連で土地取得後に発生した事案については、十分な配慮を払うこととしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業に係る起業地は、物流の動線及び加工生産から販売までの円滑な経路を考慮した上で、既存施設の隣接地としている。既存施設の近隣3箇所を候補地に選定した中、社会的、技術的、経済的等の条件から総合的に判断した結果、申請案である起業地は、他の候補地2案と比較すると、社会的条件及び経済的条件において特に有利であると考えられることから、最も適切であると言える。

このことから、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本件事業により整備される施設面積については、HACCP（食品総合衛生管理認証）基準等を踏まえているほか、今後の増産目標値を基に決定されており、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、高まる需要に対する供給不足、経年劣化及び衛生基準への課題解決に早急な対応が求められている現加工場を、加工食品の生産量の増加のみならず、高いレベルの衛生基準に対応することとするほか、観光及び産業振興や交流人口の拡大に資する拠点施設に位置づけ、地域活性化の促進及び過疎化の抑制をも図るための新たな加工場を整備するものであり、社会的かつ経済的効果が期待されるものである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
四万十町役場